

第75回

地方の若手弁護士に聞く ～拡大版！愛知県弁護士会 編～

新進会員活動委員会 副委員長 木川 雅博 (67期)

委員 松倉 俊光 (67期)

新進会員活動委員会では、全国各地の弁護士会の若手弁護士との意見交換会を定期的を開催しています。今回は、拡大版第7弾として、愛知県弁護士会若手会員育成支援特別委員会と若手活動部部員の方々に愛知県の若手弁護士の実情を伺いました。

— 愛知県弁護士会における若手弁護士に対する支援制度の概要を教えてください。

● 制度の概要

愛知県弁護士会での若手弁護士に対する支援制度は、「若手会員育成支援特別委員会」（以下「若手支援特別委員会」）が担っています。

若手支援特別委員会は、登録5年目までの会員に対し、弁護士会としてどのようにサポートしていくかという問題意識のもとで平成21年7月に立ち上がった委員会です。

活動内容を大きく分けると、「チューター制度」、「若手活動部」、「若手会員サポート窓口」、「新人独立弁護士に対する指導委託制度」及び「2年目から5年目の若手会員を対象とする研修会」の5つの柱で成り立っています。このうち、若手会員に活発に利用されているのは、チューター制度と若手活動部です。

● チューター制度について

登録1年目の会員を対象とした制度です。東京弁護士会のチューター制度とは違い、利用は任意ではなく基本的には義務とされています。61期から試験的に運用し、62期から正式な制度として運用をスタートしました。

新規登録会員を約10名ずつの班に分け、各班にベテラン・中堅・若手という3名のチューターが付き、約1か月半～2か月に1回、勉強会と懇親会を行っています。

勉強会のテーマは、班ごとに新入会員の希望を聴いて決定しています。例えば、破産や離婚を学びたいという希望があればこれらの事件を多数取り扱っている会員を講師として招き、懇親会までご一緒いただくようにしています。裁判官を講師としてお招きして訴状審査の勉強会や、全体行事としてボウリング大会も開催しています。

実施後のアンケートでも、ほとんどの会員から「役に立った」との意見をいただいております。同窓会を開催する班も多々あるなど、非常に有益な制度とってよいかと思います。

● 若手活動部について

平成27年8月から開始した部会で、概ね登録7年目までの会員で構成されています。期が上の会員がサポートするという色合いの強かった従来の若手支援策と異なり、若手会員自身が主体的・能動的に考えて色々な外部団体と交流して業務拡大を図るという制度で、全国的にも珍しい制度といえるかと思います。

● 若手会員サポート窓口について

登録5年目までの会員からの業務・会務等に関する相談を受け付けています。相談員は当番制で、毎月、主担当、副担当各1名の弁護士に窓口となっただき、若手会員が担当弁護士の事務所に電話またはFAXで相談する、という建付けになっています。

ただ、この制度を利用する会員は少ないのが実情です。

● 新人独立弁護士に対する指導委託制度について

私たちは、この制度を「里親制度」と呼んでいます。即独及び登録1年以内に独立した会員を対象とした制度で、ベテランの弁護士が里親になって、共同受任で色々な事件を取り扱っていきながら、事務所経営のノウハウも提供していくというものです。

今年度の実績はありませんが、例年1、2名の利用者がいます。

● 2年目から5年目の若手会員を対象とする研修会について

若手支援特別委員会は登録5年目までの会員の支援を目的としているところ、登録1年目の会員を対象とするチューター制度に対して、登録2～5年目の会員を対象とするの



愛知県弁護士会若手会員育成支援特別委員会・若手活動部の方々と

が研修会制度となります。

ゼミ研修のように、若手支援特別委員会以外の委員会が主催しているものもあります。

—— 先ほどお話しいただきました若手活動部について詳しく教えてください。

● 若手活動部のグループについて

若手活動部は、業革のために各種団体との人脈づくり等を目的とする「異業種交流グループ」、政治家及びその秘書等、地方公共団体首長及びその関係者等と交流し政治との関わりにおける弁護士の役割を検討する「政治家との交流グループ」、いわゆるインハウス弁護士との相互交流及び相互業務支援等を目的とする「組織内弁護士との交流グループ」の3グループで構成されています。

—— 各グループの具体的な活動内容やこれまでの実績を教えてください。

● 政治家との交流グループについて

先ほどお話ししたように、国会議員・地方議会議員やこれらの秘書との意見交換を行っており、今までに市長との座談会、政治家秘書との意見交換会、地方議会議員を招いての法廷傍聴等を実施しました。

● 異業種交流グループについて

交流を通じてセミナーの開催や法律相談につながることもありますが、むしろ活動の主たる目的は若手会員の人脉拡大です。交流を通じて「弁護士の敷居の高さ」を取り払うという広報的機能もあるといえます。さらに、若手活動部の部員として、今まで委員会活動に参加しなかった若手会員にも積極的に委員会活動に参加してもらおうという、会内の活性化機能もあります。

これまではNPO法人、美容師組合、老人クラブ、歯科衛生士会などと交流を行いました。今までの経験上、一弁護士としてではなく弁護士会の名前で交流を打診することによりスムーズに交流を受け入れてもらえているように感じます。

● 組織内弁護士との交流グループについて

会内私的団体である「アップルネット」を通じた事務所弁護士と組織内弁護士との交流がその始まりです。事務所弁護士と組織内弁護士との相互理解及び繋がり維持を目的として、2か月に1回程度、勉強会及び懇親会を開催しています。

—— 若手会員の就業サポートについてはいかがでしょうか。

名古屋修習で愛知県での弁護士登録を行う希望のある新規登録弁護士は概ね既存の事務所に就業できていますが、就業サポートとしては、若手支援特別委員会とは別に就職・採用プロジェクトチームがあります。若手支援特別委員会としては、若手弁護士の事務所間の移籍や組織内弁護士としての登録が増加しているなか、どのような支援ができるか検討しているところです。

意見交換の感想

チューター制度の受講を新規登録会員の義務とするところにも表れているように、愛知県弁護士会の若手支援制度には親心にも似た面倒見のよさがあるとの印象を受けました。また、業務拡大や異業種交流を図る若手活動部を若手支援特別委員会から独立させ、若手会員が主体的に自己判断によって会員弁護士の相互発展と連携を行っていることが愛知県弁護士会の大きな特徴だと感じました。同部異業種交流グループの会員は時には架電による一本釣りでの交流を打診しているというお話に驚きを覚えており、弁護士会の規模や若手支援制度は違えど、その積極性は当委員会でも見習うべきと考えています。

当委員会では、今後も地方弁護士会の若手弁護士と交流し、当該地方の若手の実情を詳しくご報告したいと思います。